

査結果

委員会、総務常任委員会、経済産業観光常任委員会を開催して審査を行い、決まりました。

○ 総務常任委員会

陳情	申請者	常任委員会 審査結果	本会議 採決結果
テロ等準備罪（組織犯罪処罰法改正）案に関する意見書採択を求める陳情	那須町大字高久乙3375-19 池田 一利	不採択	不採択 起立多数 (11対4)

審査経過

賛成

国際組織犯罪防止条約（T O C条約）の批准は必要であるが、本条約はテロ防止の条約ではない。テロ対策の防止は重要であるし、T O C条約も重要であるが、テロ等準備罪法が必要であるかは疑問である。

反対

テロ等準備罪法をすみやかに成立させ、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための枠組みである国際組織犯罪防止（T O C条約）を批准して、国民の生命、安全を守る必要がある。



総務常任委員会

以上のような意見が出され、審査採決の結果、本陳情については「不採択」とすべきものと決定されました。

ワンポイント解説「陳情と請願」

	議員の紹介	議会における受理・処理の義務
陳情	必要なし	「議長の判断による(※)」
請願	必要(1名以上)	あり(憲法等で定められている)

※陳情書の処理については、那須町議会会議規則の第94条に、「陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする」という規定があります。

那須町議会における請願・陳情の取り扱いの流れ(提出～受理～審査～審査結果通知等)

- (1) 請願・陳情書を提出します。
- (2) 議会事務局で請願・陳情の内容要件を確認した後、議長が受理します。
(陳情を受理するかどうかは、議長の判断によります。)
- (3) 議会本会議で各常任委員会(総務・産業建設観光・民文)等へ審査を付託します。
- (4) 各常任委員会で詳細・慎重に審査し、「採択、不採択、趣旨採択」などの審査結果を決定します。(その他の結果、継続審査(議会の会期中に審査結果が得られず、なお審査を要する場合)等になる場合があります。)
- (5) 本会議において、審査を付託された委員会の審査結果を報告し、請願・陳情の取扱いを議決します。(継続審査の場合は、当該会期終了後、議会閉会中に再度委員会で審査します。)
- (6) 議長は定例会の会期終了後、請願・陳情者へ審査の結果を通知します。
(なお採択の場合、町・県・国などの請願・陳情に係わる執行機関へ送付し、実現を要請します。)